

民間賃貸住宅のオーナーの方へ

北区の居住支援に関する制度のご案内

北区では、入居前・入居後の不安に対して様々な支援を行っています。

入居前の不安

- 保証人がいない・緊急連絡先がない
- バリアフリーに対応していない
- 入居者が見つからない など



入居後の不安

- 家賃の滞納
- 騒音や衛生面等のトラブル
- 孤独死・家財整理 など



住宅確保要配慮者とは？

住宅の確保に特に配慮が必要な方をいいます

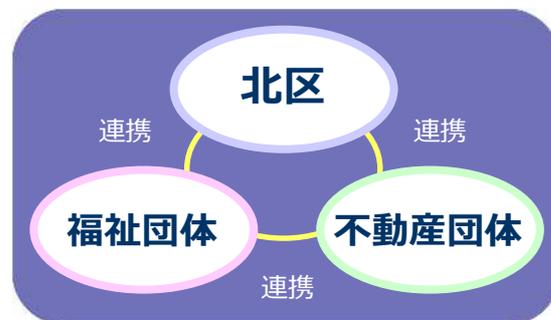
高齢の方、障害をお持ちの方、子どもを養育する方、外国の方、被災した方、LGBTQ+の方 など

北区居住支援協議会の概要

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に関する必要な支援について協議することにより、北区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として2019年3月25日に設立しました。

【北区居住支援協議会の会員】

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第九ブロック
 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部
 北区民生委員児童委員協議会
 社会福祉法人北区社会福祉協議会
 特定非営利活動法人ピアネット北
 特定非営利活動法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会
 特定非営利活動法人学生支援ハウスようこそ
 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
 東京都北区（福祉部・子ども未来部・まちづくり部）



入居前の支援

入居者が見つからない

- セーフティネット住宅登録制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- セーフティネット住宅家賃低廉化補助・・・・・・・・・・・・・・ P2
- お部屋探しサポート事業（おしらせ型）・・・・・・・・・・・・ P2

バリアフリーに対応していない

- 共同居住型空き家利活用事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- セーフティネット住宅改修費補助・・・・・・・・・・・・・・ P2

保証人がいない・緊急連絡先がない

- 家賃債務保証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 居住支援法人による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

入居後の支援

家賃の滞納

- セーフティネット住宅家賃低廉化補助・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 家賃債務保証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 居住支援法人による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 生活保護制度における住宅扶助（代理納付）・・・・・・・・ P3

騒音や衛生面等のトラブル

- 居住支援法人による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

孤独死・家財整理

- 居住支援法人による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- あんしん居住制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

■ ■ セーフティネット住宅に関する制度 ■ ■

セーフティネット住宅 登録制度

【概要】

急速な少子高齢化の進展の一方で、高齢者や子育て世帯などについては、事故やトラブルに対する不安等により、賃貸住宅の貸主側から入居を拒まれやすい状況があります。こうした中、東京都は改正住宅セーフティネット法の施行（平成29年10月25日）に合わせ、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を開始しました。国が運営する「セーフティネット住宅情報提供システム」から登録申請でき、賃貸住宅をお探しの方は登録住宅をご覧ください。

【問い合わせ】

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住宅セーフティネット担当
☎ (5989) 1791



専用住宅

住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅

登録住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（住宅確保要配慮者以外も入居可能）

（セーフティネット住宅）



共同居住型空き家利活用事業

【概要】

空家等を共同住宅（シェアハウス等）として改修し、一室をセーフティネット住宅（専用住宅）として活用する場合、空家等の所有者又は事業者に対して、空家等の改修費用の一部を助成します。

● 補助金額

一戸当たりの上限額150万円

【問い合わせ】

住宅課住宅政策係（第2庁舎3階9番窓口） ☎ (3908) 9201

セーフティネット住宅 改修費補助

【概要】

セーフティネット住宅（専用住宅）の所有者等に対し、当該住宅の改修工事に要した費用の一部を補助します。詳細はお問い合わせください（要事前申請）。

●補助対象工事

①バリアフリー改修工事（外構部分の改修工事を含む。）、②耐震改修工事、③子育て世帯対応改修工事、④防火・消火対策工事、⑤間取り変更工事、⑥共同居住用住宅に用途変更するための改修工事、⑦省エネルギー改修工事、⑧新型コロナウイルス感染症拡大による「新たな日常」に対応するための工事、⑨東京都居住支援協議会が必要と認める改修工事、⑩調査において居住のために最低限必要と認められた工事、⑪上記工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む。）

●補助金額

補助対象工事に要した費用の3分の2

（上限額：100万円、①～⑥の工事を実施する場合は200万円）

●その他

- ・専用住宅として原則10年間管理していただく必要があります。
- ・入居者がいる場合は、毎年、区に報告書の提出が必要です。

【問い合わせ】

住宅課住宅支援係（第2庁舎3階10番窓口） ☎（3908）9203



セーフティネット住宅 家賃低廉化補助

【概要】

セーフティネット住宅（専用住宅）の賃貸人に対し、当該住宅の家賃の一部を補助します。詳細はお問い合わせください（要事前申請）。

●入居者の要件

- ・北区に1年以上住所を有していること
- ・生活保護や住居確保給付金等の公的住宅扶助を受けていないこと
- ・所得が月額15万8千円以下であること 等

●補助金額

一住戸当たりの上限額4万円／月（原則10年間）

●その他

- ・年度ごとに補助金の交付申請をしていただく必要があります。
- ・毎年、区が入居者に対して所得要件等の資格審査を行います。

【問い合わせ】

住宅課住宅支援係（第2庁舎3階10番窓口） ☎（3908）9203



■ ■ 協力不動産店の登録制度 ■ ■

お部屋探しサポート事業（おしらせ型）

【概要】

民間の賃貸住宅をお探しの高齢者世帯、ひとり親世帯、多子世帯に対して、区の登録を受けた協力不動産店を通じ、無料で物件の情報提供を行う事業です。

区では、事業に協力いただける不動産店を募集しております。詳細はお問い合わせください。

●協力不動産店の要件

- ・宅地建物取引業法に規定する免許を取得していること
- ・公益社団法人東京都宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会のいずれかに加盟し、区内の居住を目的とした賃貸住宅の取扱いをしていること
- ・暴力団関係者でないこと
- ・物件情報の提供を希望する方の希望条件に該当する物件があるときは、区へ物件の情報を提供できること
- ・物件情報の提供を希望する方との物件の成約状況等について、区に報告等の協力ができること

【問い合わせ】

住宅課住宅支援係（第2庁舎3階10番窓口） ☎（3908）9203



■ ■ 家賃債務保証 ■ ■

家賃債務保証制度

【概要】

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯及びセーフティネット住宅（登録住宅）入居者世帯の賃貸住宅入居時の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度です。一般財団法人高齢者住宅財団が当該世帯の連帯保証人となります。

【問い合わせ】

一般財団法人高齢者住宅財団 ☎ (6880) 2781 フリーダイヤル 0120 (602) 708



■ ■ 居住支援法人の登録制度 ■ ■

居住支援法人による支援

【概要】

居住支援法人とは、改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。居住支援法人が行う居住支援業務は、登録住宅の入居者への家賃債務保証、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守り等の生活支援等です。

【問い合わせ】

東京都のホームページをご確認ください。
居住支援法人のサービス内容や指定申請等の方法をご確認いただけます。



■ ■ 生活保護制度 ■ ■

生活保護制度における住宅扶助（代理納付）

【概要】

生活保護法に基づく住宅扶助として生活保護受給世帯に家賃等の支給を行っています。一定の条件を満たす場合、家主の方に直接家賃を支払う代理納付制度があります。

【問い合わせ】

概要について：生活福祉課庶務計画係（第3庁舎1階）☎ (3908) 1141
個別・具体的な内容について：生活福祉課 保護第1係～第8係（第3庁舎1階、2階）
北部地域保護担当課 保護第9係～第13係（第5庁舎）

※保護係の担当地区と連絡先は北区ホームページでご覧いただけます。



■ ■ 見守り・家財整理 ■ ■

あんしん居住制度

【概要】

高齢者等が安心して住み続けるため、利用者の負担で見守りサービスや葬儀の実施、残存家財の片付けのサービスが提供されることにより、高齢者等の病気・事故・孤独死等の不安を解消し、安心して居住できるよう支援します。葬儀の実施・残存家財の片付けサービスのセットについては、契約時の費用負担が少ない、「月払いタイプ」（年齢制限等条件あり）もあります。

【問い合わせ】

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 事業推進課 ☎ (5989) 1784

